

瀬戸市告示第20号

令和4年瀬戸市告示第77号（地方自治法第231条の2の3第1項の規定により指定納付受託者を指定した件）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

令和6年2月26日

瀬戸市長 川本雅之

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
1 指定納付受託者の名称等			1 指定納付受託者の名称等		
指定納付受託者の名称	主たる事務所の所在地	指定した日	指定納付受託者の名称	主たる事務所の所在地	指定した日
<省略>			<省略>		
株式会社トラストバンク	<u>東京都品川区上大崎三丁目1番1号</u>	<省略>	株式会社トラストバンク	<u>東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号</u>	<省略>
<省略>			<省略>		